

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

鹿児島労働局長建築物石綿含有建材調査者講習登録機関
公益社団法人鹿児島県労働基準協会

建築物等の解体又は改修作業を行うときには、対象となる建築物に石綿使用の有無の調査が必要とされ、令和2年2月の石綿障害予防規則の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられ、令和5年10月1日までに調査者の確保が必要です。

参考（調査のできる範囲）

■一戸建て等石綿含有建材調査者講習修了者

一戸建ての住宅または共同住宅の住戸の内部（住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない）の解体・改修前の事前調査

■一般建築物石綿含有建材調査者講習修了者

建築物の範囲の限定はありません。

商業店舗、マンション、アパート、ビル、工場、一戸建て住宅等

1 講習開催日

開催日	受付期間	受講料振込期限
令和5年 6月20日（火）～6月21日（水）	令和5年 5月17日（水）～5月19日（金）	令和5年 5月23日（火）
令和5年 7月11日（火）～7月12日（水）	令和5年 6月7日（水）～6月9日（金）	令和5年 6月13日（火）
令和5年 8月8日（火）～8月9日（水）	令和5年 7月5日（水）～7月7日（金）	令和5年 7月11日（火）

※開催日については適時、ホームページ「石綿調査者講習Webサイト」へアップします。

2 講習会場

オロシティーホール（鹿児島市卸本町6-12）

専用の駐車場がありますので第2駐車場をご利用下さい。

※詳細は、HPからオロシティーホールのご案内をご覧ください。

3 受講資格

本講習は、受講資格を有する方でなければ受講できません。

受講資格は、別紙1に記載するいずれかに該当する方で、資格を証する書類が必要となりますので事前に確認・準備をお願いします。

4 受講定員

70名

受付期間内であっても定員に達した場合は、受付を終了します。

また、申込者が10名未満の場合、次回への講習へ受講をお願いすることがありますのでご了承願います。

5 講習科目と講習時間

講 習 科 目	講習時間
科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目3 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
科目4 現場調査の実際と留意点	4時間
科目5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
※上記講習科目と講習時間を終了した方は、修了考査(1.5時間)を最終日に実施します。	

6 受講料とテキスト代

受講料は、必ず納付期限までにお振込み願います。

38,280円(税込み)

・受講料	33,000円(税込み)
・テキスト代	5,280円(税込み)

【受講料の振込先】

■銀行名 鹿児島銀行 本店営業部 当座預金 8526

シャ)カゴシマケンロウドウキジュンキョウカイ

■口座名 (公社)鹿児島県労働基準協会

※振込み手数料は、申込者にてご負担願います。

《銀行振り込みの場合は、銀行振込票をもって領収書に代えさせていただきます。》

7 申込方法

本会ホームページの**石綿調査者講習Web申込サイト**から手続きをお願いします。

8 申し込みに必要な書類等

添付書類はWebサイトにアップして下さい。

1 受講者情報	石綿調査者講習Web申込サイトから手続き
2 顔写真1枚	
3 受講資格に関する書類	別紙1(受講資格)の各号に該当する添付書類 ・修了証の写し ・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書(別紙2)(注1)
4 本人確認書類の写し	顔写真付きの公的書類 マイナンバーカード、自動車運転免許証、ほか

(注1) 石綿作業主任者技能講習修了証の写しを添付される場合は、実務経験証明書は不要です。

9 申込みの完了

申し込みに必要な書類審査を経て受講料の入金が確認できた場合申込完了となりその後、受講者へ受講票を送付します。

講習日の約1週間位前までに受講票が届かない場合はお問い合わせ下さい。

※指定の期日までに受講料の確認ができなかった場合は、受講できないことがあります。

10 修了証明書等の交付

所定の講習科目と講習時間を受講し、修了考査に合格された方には、修了証明書を後日受講者へ郵送により交付します。

また、不合格となった方には、受講証明書を交付します。

不合格年度の翌々年度末までの間において修了考査を再受験できます。

この場合、修了考査再受験申込みが必要となります。

11 申し込みの取り消し等

申し込みの取り消しをされる場合は、事前に本会へFAXにより「石綿調査者講習申込み取消依頼書」を送付して下さい。

依頼書は、石綿調査者講習Web申込サイトよりお取り寄せ下さい。

【取り消しの受講料等】

■講習前日までに取り消しを申し出た場合

1名につき事務手数料1,100円(税込み)と振込手数料を差し引いて受講料を返金します。

■講習等当日以降の取り消しの場合

受講料は返金しません。

12 問い合わせ先

公益社団法人鹿児島県労働基準協会 石綿調査者講習係

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

《問い合わせ時間: 平日9時～17時》

13 その他

- (1) 申込み記載事項等に虚偽が判明した場合は、講習終了後でも無効とします。
- (2) 講習当日は、新型コロナウイルス感染防止のため基本的な対策をお願いします。
- (3) 石綿に関することは、厚生労働省の[石綿総合情報ポータルサイト](#)にわかりやすく解説されていますのでご活用下さい。

建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格

NO	受 講 資 格	添 付 書 類
1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる 石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証の写し
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4. において同じ)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3. に該当する者を除く)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(平成18年3月31日以前の修了者)で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・修了証の写し ・実務経験証明書
8	建築行政に関して2年以上実務の経験を有する者	・実務経験証明書
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明書
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明書
12	第1種作業環境測定士又は第2種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・作業環境測定士登録証の写し ・実務経験証明書

【備考】

- 表中、2から6に規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。

建築物石綿含有建材調査者講習 実務経験証明書

受講者氏名 生年月日	(氏名) 年 月 日生	受講資格に必要とする添付書類
該当する受講資格の番号に○を付けて下さい	1 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証の写し ※実務経験証明書 提出は不要です
	2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
	3 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
	4 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
	5 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書
	6 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書
	7 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(平成18年3月31日以前の修了者)で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・修了証の写し ・実務経験証明書
	8 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書 ・職務経歴証明書等
	9 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	
	10 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	
	11 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・作業環境測定士登録証の写し ・実務経験証明書
	12 第1種作業環境測定士又は第2種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	
実務経験の事業場証明	受講資格に係る実務経験年月 年 月～ 年 月(年 月)	
	実務経験年数は、上記の受講資格に定めた年数に相違ないことを証明します。	
	令和 年 月 日	
	所在地 事業場名 代表者職氏名	